

東大和市税条例の一部を改正する条例

東大和市税条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第48条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に、「前7項」を「前各項」に改める。

第48条の2を第48条の3とし、第48条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第48条の2 法第349条の3第28項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

第49条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第49条の3の見出し中「あん分」を「^{あん}按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「^{あん}按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「^{あん}按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「^{あん}按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第59条の3において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第59条の3において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「^{あん}按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「^{あん}按分」に改める。

第59条の3第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

第77条第8項中「き損し」を「毀損し」に改める。

付則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

付則第8条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

付則第10条を次のように改める。

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第48条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

付則第10条の2中第17項を第19項とし、第16項の次に次の2項を加える。

17 法附則第15条第44項に規定する固定資産税の課税標準に係る市の条例で定める割合は、2分の1とする。

18 法附則第15条第45項に規定する固定資産税の課税標準に係る市の条例で定める割合は、3分の2とする。

付則第17条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「当該各号」を「、当該各号」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

付則第18条の6第3項中「あん分の」を「^{あん}按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「^{あん}按分する」に改め、同条第4項中「あん分」を「^{あん}按分」に改める。

付則第18条の9の次に次の2条を加える。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

第18条の10 法附則第15条第44項に規定する都市計画税の課税標準に係る市の条例で定める割合は、2分の1とする。

(法附則第15条第45項の条例で定める割合)

第18条の11 法附則第15条第45項に規定する都市計画税の課税標準に係る市の条例で定める割合は、3分の2とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、付則第5条第1項の改正規定及び次条第2項の規定は、平成31年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の東大和市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条ただし書に規定する改正規定による改正後の東大和市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、

平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第48条第8項及び付則第10条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。第4項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（第4項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第48条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例第49条の3第2項及び第59条の3の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

平成29年第3回定例会

第 号議案資料

東大和市税条例の一部を改正する条例

東大和市税条例の一部改正について

1 改正趣旨

平成29年度税制改正による地方税法等の改正に伴い、平成29年3月31日に専決処分した以外の部分について市税条例の規定の整備を行う。

2 主な改正内容

(1) 災害に関する税制上の軽減措置（固定資産税・都市計画税）の常設化

固定資産税・都市計画税について、災害に関する下記の税制上の軽減措置を常設化する（平成29年度分から適用）。

	改正前	改正後
① 被災代替家屋・償却資産の特例	なし (災害時に個別に措置)	災害により滅失・損壊した家屋・償却資産に代わるものとして市長が認めるものを取得等した場合、当該家屋・償却資産に係る固定資産税・都市計画税を最初の4年度分、2分の1に減額する。
② 被災住宅用地の特例の拡充	本則2年	被災市街地復興推進地域について、固定資産税・都市計画税の被災住宅用地の特例の適用を4年度分に拡充する。

※ ①の適用は、本市が被災者生活再建支援法の対象区域となった場合に限る。

(2) 保育事業の用に供する固定資産における「わがまち特例」の導入

保育の受け皿の整備促進のため、下記の保育事業の用に供する固定資産が、固定資産税・都市計画税の課税標準の特例割合を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）の対象に追加された（平成30年度分から適用）。これに伴い、国の示す参酌割合に応じて課税標準の特例割合を下記のとおり定める。

なお、①～③は、平成27年度税制改正により、2分の1の法定割合が適用されており、平成29年度税制改正により、わがまち特例に変更されたものである。

区分	対象資産	特例割合	適用期間
① 家庭的保育事業	家屋、償却資産	2分の1 (改正前2分の1)	毎年度
② 居宅訪問型保育事業			
③ 事業所内保育事業 (利用定員5人以下)			
④ 企業主導型保育事業	土地、家屋、償却資産	2分の1	最初の5年度

※ ④の適用は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に、子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けて設置した施設に限る。

3 概要説明

(1) 各条の改正概要

条文	改正概要
第48条（固定資産税の課税標準）	災害により滅失・損壊した償却資産に代わる償却資産を取得等した場合の固定資産税の課税標準の特例に係る規定の整備
第48条の2（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の用に供する固定資産について、「わがまち特例」（固定資産税の軽減のための課税標準の特例措置）を導入するための規定の新設
第48条の3（固定資産税の税率）	前条の新設に伴う条の繰り下げ
第49条の2（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）	居住用超高層建築物に係る税額の按分方法について、他の区分所有に係る家屋と同様、区分所有者全員の協議で定めた補正方法の申出についての規定の整備
第49条の3（法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出）	被災市街地復興推進地域に定められた場合、特定被災共用土地に係る税額の按分方法について、従前の共用土地に係る按分方法と同様とする特例の適用を、被災後4年度分に拡充するための規定の整備
第59条の3（被災住宅用地の申告）	被災市街地復興推進地域に定められた場合、被災住宅用地の特例の適用を、被災後4年度分に拡充するための規定の整備
第77条（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）	文言の整理
付則第5条（個人の市民税の所得割の非課税範囲等）	控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整備
付則第8条（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）	肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期間を3年延長するための規定の整備
付則第10条（読替規定）	第48条の改正に伴う規定の整備
付則第10条の2（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）	企業主導型保育事業の用に供する固定資産等について、「わがまち特例」（固定資産税の軽減のための課税標準の特例措置）を導入するための規定の新設
付則第17条の2（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）	優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期間を3年延長するための規定の整備

付則第18条の6（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）	文言の整理
付則第18条の10（法附則第15条第44項の条例で定める割合）	企業主導型保育事業の用に供する固定資産について、「わがまち特例」（都市計画税の軽減のための課税標準の特例措置）を導入するための規定の新設
付則第18条の11（法附則第15条第45項の条例で定める割合）	市民緑地の用に供する土地について、「わがまち特例」（都市計画税の軽減のための課税標準の特例措置）を導入するための規定の新設

（2）改正附則の概要

条文	概要
附則第1条（施行期日）	条例の施行期日
附則第2条（市民税に関する経過措置）	個人市民税の適用区分
附則第3条（固定資産税に関する経過措置）	固定資産税の適用区分
附則第4条（都市計画税に関する経過措置）	都市計画税の適用区分